

# 配給公團の生成

岡 本 理 一

## 一 序 説

今日、「公團」と名の付くものは、その數、十指を屈する以上の多きにのぼり、その様は、まさに戦時中、盛況をきわめた統制會社や營團にとつて代らんとするがごとき觀を呈し、世はやがて「公團時代」を現出するにあらずやと思われるほどである。而してこれが再建經濟下、産業の復興をはかり、民生の安定を期するため、それに必要な統制並に經營事業を行う政府近似の新企業形態として生誕せることは、自から廣く生産並に配給の諸分野に各種「公團」の存在を見受けしめる實情にあるが、こゝには専ら物資の適正配給に關する業務遂行を目的とする「配給公團」に限つて論述し、他は一應考慮の外におき、必要に應じ觸れてゆくことゝしたのである。換言すれば「産業復興公團」（昭和二十二年五月一日設立）のごとく産業設備または資材の整備や活用をはかり、以て産業の速かな復興を促進せんとするもの、また「船舶公團」（昭和二十二年五月二十二日設立）のごとく船舶または船舶用資材の確保や活用に關する業務を行い、以て戦後海運の速かな復興を促進せんとするもの、更に「價格調整公團」（昭和二十二年六月二日設立）のごとく重要物資（他の公團の取扱品外のもの）の價格等の適正な調整に關する業務を行うもの、更にまた「特別調達廳」（昭和二十二年八月十六日設立）のごとく、公團と稱せざるも、これと姉妹關係に立ち、連合國または政府の需要する建造物及び設備の營繕並びに物資及び役務に關する業務を行うもの——等は、時に配給業務に關係することあつて

も、直接に特定物資の一手買取、一手販賣を行うために設けられたものにあらざるゆえ、この論述の対象より除くとし、したのである。尙、「貿易公團」も分れて「鑛工品貿易公團」(昭和二十二年五月二十七日設立)、「纖維貿易公團」(昭和二十二年五月二十七日設立)、「食糧貿易公團」(昭和二十二年五月二十七日設立)、「原材料貿易公團」(昭和二十二年五月二十七日設立)の四つとなり、その業務が主として物資の賣買であるところより、一種の「配給公團」と看做し得るものであるが、しかしその目的が専ら輸出入に關する業務を行うことにあるゆえ、これも一應、本格的な「配給公團」と區別して、形式上、論外におくこととしたのである。かくてこゝに取扱わんとする「配給公團」とは、専ら特定の重要物資の適正配給に關する業務を行うことを目的とし、その一手買取、一手販賣を事業として營むものであつて、すでに今日まで設立されたものは、「石油配給公團」(昭和二十二年六月二日設立)、「配炭公團」(昭和二十二年六月一日設立、亞炭部門同年七月一日設立)、「肥料配給公團」(昭和二十二年七月十五日設立)、「食糧配給公團」(昭和二十三年二月二十日設立)、「食料品配給公團」(昭和二十三年二月二十一日設立)、「飼料配給公團」(昭和二十三年二月二十三日設立)、「油糧配給公團」(昭和二十三年二月二十一日設立)及び「酒類配給公團」(昭和二十三年三月一日設立)の八公團であるが、以下これらを論述の対象として、いつたいこれら公團は、いかなる社會經濟的要請にもとづいて生成されたものであるか、その過程を眺めて實態の把握に努め、以てその現時的な重要性を明かにしたいと思ふのである。

## 二 配給公團の創設

配給公團は、上記のごときそれら取扱物資の種類よりみても察知される通り、今日の戦後經濟下、産業の復興をはかり、民生の安定を期することを本來の目的として設けられたものであるが、更に現實的にはかゝる目的達成のため特に配給公團が創設された社會經濟的理由が存在する筈である。蓋しあらゆる社會的組織體がこの社會に生誕し、更

に成長をつづけてゆくについては、必ずやそれに相當の理由、すなわち現實の社會的根據が存するものであつて、これなくして突如、生成されるものではあり得ないからである。勿論、それが時に一部の人の思辨的着想によつて設けられることがないとは限らず、しかしそれが著しく現實の社會的根據を缺く場合には、當然、社會的に有用なる機能を發揮するものにあらず、したがつて將來への發展もなし難く、やがて廢滅の運命に陥らねばならぬのである。配給公團亦これが例に洩れないのであつて、それが我が戦後における新企業形態として特異の存在となれるについては、必ずや相當の理由として、社會的根據のあるものと見なければならぬ。然らばそれは如何なるものであるか。

すでに別記の拙稿「經濟社會化と配給組織」において論述せし通り、配給公團の創設された現實の社會的根據を一言で盡せば、それは戦後における「配給組織の社會化的動向」に存するものと言ひ得、すなわち從來行われてきた民間の自治的統制の否認と、これに代る官廳統制の強化を行うための必要性に存するものと見られるのである。然らば何故、かくも一見、經濟民主化に逆行するがごとき政策がとられるに至つたのであるか。それは要するに、乏しき資源、資材を有効に活用して急速に經濟復興をはかるためには、戦時中もしくわそれ以上の強き統制を以て、物資の配給を適正に行うの必要あるに拘わらず、從來の配給統制會社や統制組合等のみた民間の自治的統制にありては、物資の横流れを生じて需要者への物資不渡をきたすこと多く、所期の目的達成に困難をみること少くなかつた爲、これが統制の權能をすべて中央の官廳に集中して配給の適正圓滑をはかるに如かず、併せて私的獨占の禁止により、民間の配給統制機關は一切存続し得ざるに至つたからにほかならぬ。而してかくのごとき配給組織の社會化的要請が初めて我が政府施策上にとられたのは、かの「指定生産資材割當手續規程」(昭和二十一年十一月二十日公布内閣訓令第十號、同日施行)を制定して、石炭、鐵鋼等十七品目につき、從來の民間統制團體や地方長官による割當を廢して、經濟安定本部及び中央主務官廳において行うこととした時に見られるのであつて、このため既存の統制機關を解體して政府出資

の新統制機關を設置することが、政策として決定されたのである（註記——昭和二十一年十一月十九日の定例閣議において決定）。當時かゝる政府出資の新統制機關を「配給公社」と假稱していたが、物資の性質上、統制機關において一手買取、一手販賣をなすを適當とするもの、例えば石炭、石油、纖維、油脂、化學製品、食料品、鐵鋼第二次製品、農業資材等について設けられることが豫定され、また農産品、味噌、醤油、乳製品、砂糖、罐詰等にもこれを設けて、末端の配給については、既存の卸賣商及び小賣商を活用する旨の方針が示されたのであつた。かくて時局の推移と共に、政府は經濟統制を重點的且徹底的に行うこととし、物資配給の分野においては、一面政府專賣制の擴張をはかると同時に、他面、配給公社を創設してこれを配給統制の骨格とし、必要に應じ「配給公社法」のごときを制定して、その法的根據を與えんとする機運に向つたのである。時恰も昭和二十一年十二月十一日、連合軍總司令部覺書を以て「民間の配給統制機關の存置はこれを許さず、石油、石炭等最緊急物資の配給については、政府に近似した公社形態による統制機關により、これを行ふべき」旨の指令に接したことは、いよいよこれが設立を不可避の事柄とならしめたのであつた。

かくて翌昭和二十二年に入るや、早々「配給公社法」案なるものが一部に公表せられたこともあるが（註記——昭和二十二年一月八日附、毎日新聞紙掲載）、更に間もなく、名を「配給公廳」と改められ、その内容も次第に明かにせられてきたのである。すなわち同二十二年一月二十七日に開催せる地方長官會議において、政府は經濟安定本部案の「經濟危機に關する緊急對策」を發表するに際し、その配給對策中、統制機構の改革をはかるため、「統制品目別に政府全額出資で配給公廳（假稱）を新設するか、または農林、商工兩省に專賣局を設置し、政府が直接、配給の責任を負う」この場合、下部機構は、石炭の場合は末端まで、その他は從來の間屋の段階まで官吏となる。食糧の配給公廳をつくる場合、從來の食糧營團のように配給だけでなく、集荷まで取扱う」と言明しているのである。これと同様の

意圖はその後の政府施策にも屢々みられ、例えば前述せし「指定生産資材割當手續規程」に對應して、主要食糧、青果物、生鮮魚介、纖維製品等のごとき生活必需品四十九品目につき制定された「指定配給物資配給手續規程」（昭和二十二年二月十五日公布内閣訓令第三號、同日施行）においても、既存の配給統制機關を廢して政府直接の均分割當をなすに當り、「配給公廳」を政府專賣制と併用してゆくことが考慮されてをり、また「指定生産資材割當規則」（昭和二十二年一月二十四日公布閣令、商工省令、農林省令、大藏省令、内務省令、文部省令、厚生省令、逓信省令、運輸省令、司法省令、第一號）の制定にあつても、その指定生産資材たる物資を定める附表第一號の公布施行（昭和二十二年二月十五日）に際し、從來の配給統制會社と法的關連をもつ「石油配給統制規則」ほか十五の統制規則を廢止し（同附則第二條參照）一手買取、一手販賣を行う統制會社を法的に解消せしめ、以て配給公廳及び切符制實施の事前措置を講じたのである。もとより上述せしところを今日の事態より見て、すべてがその通りに進んでをるとは限らず、そこには大なる相違のあるものも存するのであるが、とにかく、かくして當初の配給公社一本建案は、途中變つて專賣制案となり、その他の制度も考慮されたようであるが、結局、物資別の配給公廳案に改められ、これに必要な法案作成が經濟安定本部と關係各省との間において協議、作成せられ、議會提出への準備がなされたのである。その最初に公表されたと思われるのは「石油配給公廳法」案であるが、（註記——昭和二十二年二月十一日附、日本經濟新聞掲載）、これはその後の「石油配給公團法」の原案となれるものにして、その間、若干の字句の差異を除いては大なる變更は見られず、石油類の一手買取、一手販賣を行う政府出資の公法人を設立、役職員をすべて官吏その他の政府職員とする等、今日の石油配給公團と同一内容のものを設立することが規定されたのである。而してこれがその後における石炭、肥料、食糧その他重要物資について設けられる配給公廳のモデルとなつていたことは、一般の注目を強くひいたのであつた。

その後、日時を經過すること二箇月を出でず、議會を通過せる一連の該法案は、先の「公廳」なる名稱にとまらう

官廳臭を避けるため「公團」と改められ、續々と公團法の公布、施行をみるに至つたのである。すなわち最初に「船舶公團法」(昭和二十二年四月八日公布法律第五十二號、同月十七日施行)が制定せられ、次いで三つの配給公團法——「石油配給公團法」(昭和二十二年四月十五日公布法律第五十五號、同年四月十七日施行、但し同法第三十六條及び第三十七條同月十六日施行)、 「配炭公團法」(昭和二十二年四月十五日公布法律第五十六號、同年四月十七日施行)及び「肥料配給公團令」(昭和二十二年四月三十日公布勅令第七十一號、同年六月二十日施行)が他の公團法たる「産業設備公團法」(昭和二十二年四月十五日公布法律第五十七號、同年四月十七日施行、但し第三十一條、第三十九條及び第四十條、同年五月一日施行)、 「貿易公團法」(昭和二十二年四月十五日公布法律第五十八號、同年四月十七日施行)、 「價格調整公團法」(昭和二十二年四月十六日公布法律第六十二號、同日施行)及び「特別調達廳法」(昭和二十二年四月二十六日公布法律第七十八號、同年五月十日施行)と共に制定せられ、尙その設立登記に關する規定たる「公團登記令」(昭和二十二年四月三十日公布勅令第六十八號、同日施行)の實施をみ、これにもとづく各公團の設立、次いで業務開始が爲され、こゝに一應、我が配給公團の創設をみるに至つたのである。而してかゝる配給公團の成立と同時に、それまで當該配給業務を行ってきたる配給統制會社等がすべて解散し、業務一切が配給公團に引繼れたこと言うまでもない。いまこれを簡單に述べれば、「石油配給公團」は石油類の一手買取及び一手賣渡、保管、加工等を行うものにして、その成立と同時に従來の石油配給株式會社は解散し、また「配炭公團」は石炭、コークス、指定亞炭の一手買取及び一手賣渡、保管、検査等を行うものにして、その成立と同時に従來の日本石炭株式會社、北海道・東北・關東・東海・近畿・中國・四國・九州の各石炭販賣株式會社、日本亞炭株式會社は解散し、更に「肥料配給公團」は肥料(國內産及び輸入品)の一手買取及び一手賣渡、保管等を行うものにして、その成立と同時に従來の日本肥料株式會社は解散したのである。

### 三 配給公團の發展

我が配給公團は前述のごとく、戦後の新事態に對處せる新企業形態として一應の發足をみ、後はたゞその十全なる運営が要望せられたのであるが、更にその後、生産の増強や國民生活の安定をはかるため、物資の流通秩序確立が絶對に必要となるや、既設配給公團の改善、強化と、他の必要分野への増設が要請せられるに至つたのである。蓋し當時、直面せる經濟危機を突破するためには「基礎的な生産資材、重要生活物資、主要食糧など徹底的な統制を必要とする重要物資は公團方式によつて配給を確保する」(昭和二十二年六月十二日政府發表「經濟緊急對策」第二項目の二)ことが最も適切且效果的な方策と考えられたからである。その後、間もなくこれが對策の圓滿なる遂行をはかるため制定せられたかの「流通秩序確立要綱」(昭和二十二年七月二十九日閣議決定)において、その「實施要領」中、配給公團は統制方法の改善をはかる上において重要なものとして採りあげられ、そのため次の方法を以て公團の改善と強化が行われることとなつたのである。

(一) 公團の業務活動を活潑ならしめるために次のようにその運用を改善する。

(イ) 公團の運轉資金の調達を圓滑にするため、融資統制の運用に際して、復興金融金庫債券の市中消化などを積極的に促進するような方法を講ずる。

(ロ) 公團は一時的な形においてのみ固定設備を使用することを許され、自からその所有権を取得することはできないのを原則とする。しかし保管設備、輸送設備など業務遂行にどうしても必要なものが一時的な形では利用できないという場合には、それぞれの公團の主務官廳が自からこれらの固定設備を取得して、これを公團に利用させることができる。

(ハ) 需要者が多数ある品目については、配給業務を円滑にするため販賣業者の一部に特別の許可を與えて、公團の代行販賣人として活動させる。

(ニ) 末端配給を円滑にするために、中小企業や消費者の組織する法令によつて認められた協同組合を、販賣業者とならんで活用する。

(ホ) 公團の取扱品目の生産遂行に必要な副資材で、その取得のために他の方法がない場合には、公團は經濟安定本部の承認を受けて、これら副資材の確保についても生産業者を援助する方法をとることができる。

(二) 公團の運営を民主的にするため、各公團が代表的生産業者、消費者及び専門家を招請し、その業務實施に關する助言や情報や批判を聞くようにする。

(三) 公團にも取扱品目の販賣業者に對する監督を行わせると共に、不正な販賣業者の保有品に對する強制買上の責任を負わせる。

(四) 徹底した配給統制を必要とする基礎的生産資材、重要生活物資及び主要食糧については公團を増設する。次の品目については直ちに公團を設ける。(1) 食品 (2) 油糧 (3) 酒類

(五) 公團の業務運営に對する監督の適切を期するために必要があるときは、主務大臣はその監督の一部を行政官廳に委讓することができるようにする。

かくて配給公團の方式により、配給統制の徹底を期し、闇市場の撲滅を行うことは、謂わゆる流通秩序の確立をはかつて物價と賃金との均衡をきたさしめ、以て經濟安定をもたらす最重要な因子と考えられるに至つたので、前記要綱中の食料品、油糧、酒類の三配給公團と飼料配給公團（以上、國會に法案提出準備）のほか、炭鑛國家管理にそなえて炭業公團（假稱）及び鐵鋼、纖維、皮革、ゴム、化粧品、日用品、油脂の七公團の設立が豫定されたのである。も

しこれらの公團が全部設立されたとせんか、それは既設の配給公團と併せて、ほとんど大部の物資配給につき公團の取扱いを見ることとなり、全く文字通りに「公團時代」が到来するように思われたのである。しかしながら、かゝる公團の全面化にもなう統制の恒久化や國營事業の普遍化に對し、これと思想的立場や利害關係を異にする人々の側より反對の表明せられることあるのは言うまでもなく、事實このため、上述せし配給公團を以て流通秩序確立の基礎とする政策は、豫定通り順調に進捗せず、偶々當時における政局の複雑性をも反映して、その全面化は遂に中止となつたのである。その反對の理由は、要するに公團の設立は、一面において、かの戦時中の統制團體にみたごとき、統制にもなう諸種の弊害を再び惹起せしめ、しかもそれを永續化せんとするのみならず、他面、政府全額出資の公法人たる公團が多く分野に設けられることは、急速に日本經濟を社會主義化する基盤を築くものであり、同時に獨占の禁止にも反することとなると言ふのである。もとよりかゝる反對意見が一つの立場を固守し、一つの利益を擁護せんための言説にして、眞に日本經濟今後の動向を察し、その復興と安定をはかるため、よく事態を正視して語られたものに非ざること、拙稿「經濟社會化と配給組織」において論述した通りであるが、しかし現實には上記のごとき複雑なる政局に原因する政治力の不足と保守勢力との強大とにより、當初、計畫された通りには容易に實現しなかつたのである。かの「炭業公團」のごとき、國家管理下の炭鑛に對し、資材その他必要物資の配給事務を行うにあたり、甚だ重要なものであるに拘わらず、上記のごとき反對のゆえに、遂にその設立をみず終つたのである。また前記の食料品等の四公團と、鐵鋼等の七公團についても、生産の増強と民生の安定のため、甚だ重要なものとしてその設立が企圖されたに拘わらず、上記のごとき反對にあい、一時（昭和二十二年九月頃）、公團制度の根本的檢討を行うという理由を以て、既定方針を一應白紙にかえし、改めて新構想のもと絶対不可缺とせられる主食、リンク物資（酒、煙草、嗜好品等）、鐵鋼、ゴム製品、化學製品（甘味料、染料のみ）の五種につき、配給公團を設けると言うがごとき政

策方針上の變更をみたこともあつたのである。しかし結局、當初に計畫された食料品（味噌、醤油、アミノ酸、砂糖、罐詰等）、油糧（油脂、油脂原料、油かす等）、飼料及び酒類について配給公團が設けられることとなり、それぞれの法制化として「酒類配給公團法」（昭和二十二年十二月十二日公布法律第七十二號、同年十二月十一日施行）、「食料品配給公團法」（昭和二十二年十二月十七日公布法律第二百一號、同年十二月二十七日施行）、「飼料配給公團法」（昭和二十二年十二月十七日公布法律第二百三號、同年十二月二十七日施行）の制定をみ、また從來の食糧營團を廢止して、食糧配給公團を設立するため「食糧管理法中改正」（昭和二十二年十二月三十日公布法律第二百四十七號、同日施行）も行われたのである。而してこれら五つの配給公團の設立が翌昭和二十三年二月より三月にわたつて行われたことは、すでに記したところにより知られる通りであるが、とにかくこれらの成立により、從來の統制並に經營機關であつた地方食糧營團をはじめ日本甘藷馬鈴薯株式會社、日本澱粉株式會社、大日本酒類販賣株式會社、各都道府縣酒類販賣株式會社、ビール配給株式會社、全國味噌株式會社、全國醬油統制株式會社、日本罐詰株式會社、日本飼料株式會社、帝國油糧株式會社等々、關係の諸會社や共販組合は多數解散し、こゝに我が配給公團は謂わば第二の發展期に入ることとなつたのである。

以上、前章及び本章に述べたところが、今日に至るまでの我が配給公團生成の實態である。これを通觀するとき、配給公團は生れ出すべくして生れ出で、成長すべくして成長してきたものであつて、その生成には充分な社會的根據が存在するものと言ひ得、それは決して一部の人の思辨的着想によつて出來上つたものではない。たゞその設立を豫定されながら、種々の政治的その他の理由により未だ實現せざるものもあるため、その發展が必ずしも順調であつたとは稱し難いまでのことである。果してそれらが實現するや否や、また新しきものが設けられるや否や、これは全く今後における我が國經濟の推移、特に産業上に於ける生産資材や國民生活上における生活必需品等の供給状態に

よつて定まるものと言ひ得、ひいてそれらの生産或は輸入の状態如何にかゝつてゐるのである。もしこれら生産が依然振わず、或は輸入が必要量を満たし得ざる場合には、これが配給につき従來通りの計畫化を必要とするため、配給公團の地位も依然重要とせられるであろう。もしこれと反對にその供給が甚しく豊富となり、何等計畫化の要をみざる場合には、その新設、擴張もなされずに終るであろう。とまれ今後、かゝる事態のゆえに配給公團が現在のもの以上設けられることがないとしても、現行の各公團法が共通的に規定してゐるとき「この法律は昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時に、その效力を失う」(例、石油配給公團法第三十條、配炭公團法第三十條等)ほど、それらが當座の臨時的機關にして、壽命の甚だ短いものと考えすることは正當と言ひ難いのである。それは拙稿「經濟社會化と配給組織」において論述せるごとく、今日の配給公團は配給組織の社會化をはかる試金石としての重要性を有し、しかもかゝる社會化の動向は止むことなき進展性をもつてゐるからである。勿論、このためには現在の配給公團のまゝであつてはならず、既述のごとき社會化機關としての要件を具備せねばならぬのであるが、さればとて一部において、保守論者を納得せしめるために言い觸らされてゐるほど、然かく短命ではあり得ないことは言うまでもないであろう。

#### 四 配給公團の意義

「配給公團」とは何であるか。それが今日有する經濟的重要性については、前に述べたところによつて一應知られ得ることであろう。もしこれを文字通り解して「配給業務を行う公團」と言うならば、今日存在するすべての公團は、多少とも配給業務に關係してゐるところより、それらを配給公團と看做し得ないこともないのである。しかしかくては、その意義を甚しく廣からしめて本質把握を困難とならしめるように思われるので、こゝに特定の物資配給を

固有の業務とするところの公團を「配給公團」とみて、その法的意義を究めてゆきたいのである。

配給公團はこれを法律的にみた場合、現在存する石油、石炭、肥料、食料品、油糧、飼料、酒類の七配給公團法及び主要食糧に關する食糧管理法の規定にしたがい、次のごとく定義することができる。すなわち配給公團とは「經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續に従い、特に定める物資の適正な配給に關する業務を行うことを目的とする公法人である」と。これを分説すれば左の通りである。

第一に、配給公團は經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續に従い、配給業務を行うことを目的とする。

すでに述べたるところによつて知られるごとく、今日の經濟統制につき、政府は全面的に自からの責任を以てその衝にあたつてゐるが、これに必要な業務を一々實際に行つてゆくことは甚だ困難であるため、こゝに自からの意思具現の機關として公團を設け、それを實行せしめてゐるのである。したがつて公團の行う業務がすべて政府の樹立する計畫にもとづいて行われるは言うまでもなく、すなわち今日の經濟再建にあたり、最高の企畫機關と謂われる經濟安定本部の總務長官が定める割當計畫及び配給手續に従つて、後述のごとき配給業務を行うものである。經濟安定本部は經濟安定のための緊急施策につき、企畫立案の基本に關する事項を掌り、關係諸官廳の上に立つて事務の總合、調整及び推進をなすところの總合的企畫官廳にして、その總務長官は總裁（總理大臣を以て充てる）のもと、國務大臣を以て充てられ、部務を掌理するものである。したがつてその樹立する物資の配給計畫（一年或は四半期の割當及び分配の計畫）は、原料、資材、生活必需品の何れであれ、すべて國民經濟全體の總合的見地から最も効果的な活用をなし得るよう、能うかぎり正確且綿密に作成されるは言うまでもなく、これにもとづき各實施官廳は配給政策を實行してゆき、また配給公團も配給業務を行つてゆくのである。かくて配給公團は政府の施策を實行してゆくものである。

けれども、自から配給計畫を樹立し、配給政策を立案するものでないことは、ひいてその組織上、また運営上、經濟安定本部總務長官の全面的な監督下に置くこととなり、例えば定款・業務方法・事業計畫・資金計畫・役職員の報酬規定等の作成や決定と變更につき、その認可を受けしめ、或はその承認を要する諸事項を定め、或はまた公團に對する監督命令の發動權その他の權限を同長官がもっているのである。更に配給公團には、經濟安定本部以外にそれぞれの主務官廳があり、すなわち石油、石炭の兩公團は商工省、酒類配給公團は大藏省、食糧、食料品、肥料、油糧、飼料の五公團は農林省に屬し、必要の範圍内においてそれぞれ主務大臣の監督を受けるのである。而してかく重複的監督を受けるは、その運営を甚だ複雑、困難ならしめるようであるが、事實上は運營全般の基本的な指導監督を經濟安定本部總務長官が行い、運營の具體的な指導監督を主務大臣が行うこととなつてゐる。

尙、配給公團が上記のごとき配給の計畫や手續に従い配給業務を行うことを目的とするとは、公團がかかる配給業務の實施を直接の目標として設立されたと言うに止り、その本來の目的が前章にて既述せし公團生成の現時的意義によつて知られるごとく、物資の適正配給を通じて産業の復興と民生の安定をはかるにあること言うまでもないであろう。

第二に、配給公團は特に定める物資の適正配給に關する業務を行うものである。

すでに述べたるところによつて知られるごとく、今日、配給統制を要する物資は産業の復興と民生の安定に必要なものであるが、このうち特に必要性の大なる石油ほか七種の物資につき、配給公團が設けられたのである。勿論、これ以外の物資が他の公團によつて取扱われることも見られ、例えば船舶公團において船舶をはじめ船舶用機關や艤裝品、資材等を賣買し、また産業復興公團において産業設備や資材の賣買、潜在物資の配給を行うこともあるが、これらは謂わば廣義の公團配給中に屬せしむべきものにして、本來の配給公團の取扱物資として特定されたものではない

のである。この兩者の差異は、配給公團がその行う業務の對象が直接、物資であるところより臨時物資需給調整法の失効と共に解散するのに對し、他の公團は經濟安定本部總務長官の命令によつて解散することとなつてゐる點に見られるのである。

次に、これら特定物資の適正配給に關する業務とは、政府の配給計畫や配給手續に従い、能うかぎり適正な品質、種類の物資を適正な時、適正な場所において配給するところの業務を指すのであるが、いま各配給公團法を通觀してその主なるものをあげると左の通りである。

- (一) 特定物資の—物價廳の定める價格による—一手買取及び一手賣渡
- (二) 特定物資の保管、検査（石炭）及び加工（石油）
- (三) 特定物資の配給及びこれに附帶する業務
- (四) 輸送施設の配置及び輸送のための必要措置
- (五) 販賣業者の指定

このうち特に配給公團の業務として重視すべきものは、言うまでもなく(一)の公定價格による當該物資の一手買取及び一手賣渡であつて、他の公團たる船舶公團、産業復興公團、價格調整公團には全然見られざるものである。これにより、配給公團は從來の配給統制會社や食糧營團に代つてその配給業務を行う獨占體となるのであるが、しかしこのゆえを以て、それがかの「獨占禁止法」の規定に抵觸するものとみるのは正しくない。蓋し配給公團は當該物資についての配給獨占を行い、他の競争者を併存せしめないものであるけれども、その獨占權は法律によつて與えられ、專賣事業と同じく一種の法的獨占となるものであるため、私的獨占の禁止を行う本法の適用を受けることなくして業務を行い得、否むしろこのゆえにこそ、今日の時代的要請たる經濟民主化の實をあげ得るものとされているのである。

また(二)の保管や(四)の輸送も、配給職能中の時間的並に場所的需給の調節作用として、適正配給の實現のため重要なものと言わねばならぬ。尙、(五)の販賣業者の指定とは、石油、肥料、食料品、飼料、油糧等の配給公團に行われる業務であつて、下部の販賣機關として經濟安定本部總務長官の定める條件にもとづき、商工大臣の認可を受けて卸賣業者並に小賣業者を指定することを言うのである。

第三に、配給公團は公法人である。

すでに述べたるところによつて知られるごとく、配給公團生成の理由は從來の民間の自治的統制機關に代つて、政府類似の性格をもつ統制機關を設けるところに存するのであるが、このゆえを以てすべて公團の法的性格は公法人と定められ、政府とは別個の人格を有するものとせられている。法律立案にあたり、最初の公社をやめて公廳と改められたが、しかし「廳」と言うときは、それが官廳の一部と誤解されるおそれあるにより、これを避けて公團と改められたのである。さて公法人とは、國家のもとに、國家より存立の目的を與えられた法人にして、それは全く國家目的達成のために設けられたものであるが、公團は既述のごとく國民經濟の安定ということを目的として、その達成をはかるため設けられたものである。かくて配給公團が公法人である結果は、そこに種々の特色がみられる。先ず資金は基本金と運営資金とに分けられ、共に民間より吸収せず、前者は全額政府より出資せられ(註)、後者も通常の金融機關より融資することが甚だ困難なるのみならず、更に運営の計畫化をはかる必要に鑑み、復興金融庫より融通せられていたのである、また所得税及び法人税の課せられないのは、公法人たる性質上、當然のことであろう。更に役員として總裁(一人)、副總裁(一人)、理事(二人以上)、監事(一人以上)が置かれ、何れも主務大臣によつて任命せられるが、これらは職員(參事、副參事、主事)と共に、官吏(各省の官吏で役職員となれる者)、その他の政府職員(民間人で役職員となれる者)とせられ、俸給を全部國家より支給せられると同時に、官吏に關する一般法令に従わねばなら

ぬのである（但し、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて給與、服務その他必要な事項に關して特例を定めたときはそれによる）。そして役職員は、官吏たると、その他の政府職員たるを問はず、その配給公團の本來の業務たる生産、配給に關する業務を營む會社の株式を所有し、またこれら會社その他の企業の業務に従事し、もしくはその營業につき、一切の利害關係を有してはならないこととなつてゐる。

尙、配給公團は上述のごとく政府類似の性格をもち、政府の資金を以て事業の經營をしてゐるものであるが、しかし公團は官廳の一部でないから、その事業も政府の直營事業とならず、したがつて專賣事業と同一視することは許されない。さればとて、從來の營團のごとく一部分、政府の出資を受け、役職員は政府の監督下にあつても官吏にあらざるため、その監督の充分に行きわたらざるものとも異り、謂わば配給公團は專賣事業と配給營團との中間形態であると稱してもよいように思われるのである。（昭和二十三年五月二十日稿）

（註）現在、配給公團の基本金は左の通りである。

石油配給公團	六千萬圓	配炭公團	三億圓
肥料配給公團	六千五百萬圓	食糧配給公團	八千萬圓
食料品配給公團	四千萬圓	飼料配給公團	一千万圓
酒類配給公團	三千万圓	油糧配給公團	一千万圓

附記——この小稿は別の拙稿「經濟社會化と配給組織」——昭和二十三年三月末日脱稿——（小樽經濟專門學校創立三十五周年記念論文集「經濟再建の諸問題」第二集）の前論的部分として執筆し、兩者併せて全き「配給公團論」を構成しようと思圖したのであつたが、その後、種々の事情により、右の記念論文集（第二集）は刊行不能となつた爲、掲載を豫定された拙稿もこれを別の形で發表せざるを得なくなつた。こゝに記して讀者諸氏の諒恕を乞ひたいと思う。（昭和二十三年八月十七日校正追記）